

水質保全対策事業	事業主体	県 市 町 村 土地改良区	所管課班	(計)農村振興課 地域計画班 (実)農村整備課 水利施設保全班
----------	------	---------------------	------	------------------------------------

趣 旨

農業用排水施設内の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図り、もって水資源の総合的な保全に資することを目的とする事業。

採 択 要 件

1, (1), (2) のいずれかを満たすこと。

(1) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの

(2) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの。

事業内容

区 分	工 種	事 業 内 容	実施主体
1 農業用排水施設整備	(1) 水質汚濁等に起因する排水施設の新設、廃止若しくは変更	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 (ア) 人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること (イ) 農作物等の生育が阻害されていること (ウ) 農作業の能率の低下を来していること (エ) 施設の管理に支障を来していること イウ 現にアの(ア)から(エ)までに掲げる障害が生じていないが、応急的な防止措置を実施する程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土	県、市町村、土地改良区
	(2) 水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イウ エオ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備、その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備、水路及び貯水池のしゅんせつ、水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	
	(3) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(4) 併せて行う施設整備	上記工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備	
2 水質保全施設整備	(1) 水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イウ エオ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備、その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備、水路及び貯水池のしゅんせつ、水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	県又は市町村
	(2) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	

